

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ アルバイト社員に給与を支払っても源泉はかかるのか？

Q 当社は正社員のほかに多くのアルバイトを雇っています。正社員に毎月の給与を支払った場合、当然、源泉徴収をして翌月に税額を納付していますが、アルバイトに支払った給与については特に源泉徴収をしおらず、満額を支払っています。この取り扱いでなにか問題あるのでしょうか？

解説

アルバイトに給与を支払う場合でも、正社員と同様に、税額の計算をして源泉徴収をしなければなりません。この場合に適用する税額表は下記の区分に応じて甲欄、乙欄、丙欄の適用を区別します。

1. 扶養控除等申告書(以下「申告書」)の提出の有無と支払い方法による区分

区分	申告書の提出	支給形態	適用する税額表	欄の区分	源泉徴収が不要となる額 (扶養者が0の場合)
主たる給与	有り	月毎に支払う給与 役員報酬を数カ月分まとめて支払う場合 旬ごと、半月ごとに支払う給与 雇用期間が決まっていない、もしくは2か月超のアルバイトに毎月支払う給与	月額表	甲欄	月額 88,000 円未満
		毎日支払う給与 週給、日ごとに支払う給与	日額表		日額 2,900 円未満
従たる給与	無し	月毎に支払う給与 役員報酬を数カ月分まとめて支払う場合 旬ごと、半月ごとに支払う給与 雇用期間が決まっていない、もしくは2か月超のアルバイトに毎月支払う給与	月額表	乙欄	金額にかかわらず、常に源泉徴収が必要
		毎日支払う給与 週給、日ごとに支払う給与	日額表		
日雇賃金	提出不要	2か月以内の予定で支給される日雇い賃金 雇用契約期間が2か月以内で、労働した日または時間で計算される場合	日額表	丙欄	日額 9,300 円未満

2. 雇用期間が決まっていないアルバイトに支払う給与

たとえ、毎日給与を支給しても、**丙欄の適用はできません**。あとは、**申告書の提出の有無と月払いか日払いかで税額表の甲欄、乙欄の適用が決まります**。

要するに...

アルバイト社員でも通常の正社員と同様に源泉徴収をしなければなりません。この場合、扶養控除等申告書の提出の有無、支給の仕方などで税額表の甲欄、乙欄、丙欄の適用が決まります。(ちなみに丙欄の適用が一番有利で、乙欄の適用が一番不利です。) **アルバイトから源泉徴収をしたくなければ、2か月以内の契約でバイト料を日額 9300 円未満に抑えればよいでしょう**。